

第179回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成30年3月12日（月）14時00分～15時20分
- 2 場 所 山形県庁 2階 講堂
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 伊藤委員、國井委員、佐藤(和)委員、高谷委員、守屋委員、渡辺委員、木内（浅沼）委員、津田（和田）委員、尾関（會田）委員、加藤（小池）委員、石黒委員、菊池委員、坂本委員、佐藤(藤)委員、
14名
- 欠席委員 青柳委員、本間委員、渡邊(享)委員、相樂委員、土田委員、高橋委員、金澤委員、渡邊(元)委員、吉宮委員
9名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

6 議 事 (議 長)

ただいまから第179回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。國井美保委員、渡辺理絵委員、以上の両委員にお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、4案件でございます。

付議事項について当局から説明をお願いいたします。

(後藤県土整備部次長)

県土整備部次長の後藤でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の案件は4案件でございます。1件目が、議第1号「新庄都市計画区域、金山都市計画区域、最上都市計画区域及び真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、2件目が、議第2号「米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、高島都市計

画区域及び川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございます。

これらの整備、開発及び保全の方針は、目標年次を平成 32 年度とし、平成 16 年 3 月に策定されたものでありますが、都市計画基礎調査の結果を受けて、基準年、目標及び目標値を更新するものでございます。

さらに、今後人口の急激な減少が推測されていること等を鑑み、生活圈等を一つにする都市計画区域を対象に、都市間の機能分担、連携等の観点を加えた「広域連携を考慮した都市計画区域マスタープラン」として変更するものでございます。

3 件目、4 件目が、山形市、酒田市における「産業廃棄物処理施設の位置について」です。建築基準法第 51 条ただし書きにより付議するものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、議第 1 号「新庄都市計画区域、金山都市計画区域、最上都市計画区域及び真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により都市計画課松葉課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑ございませんでしょうか。では質疑がないようでございますので採決に移りたいと思います。

議第 1 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員ですので、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第 2 号「米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、高畠都市計画区域及び川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により都市計画課松葉課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑ございませんでしょうか。では質疑がないようでございますので採決に移りたいと思います。

議第 2 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員ですので、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第3号「産業廃棄物処理施設の位置について(山形市)」を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により山形市建築指導課指導係小木曾係長が説明)

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑ございませんでしょうか。

(石黒委員)

説明資料5ページの水質汚濁というところで、施設排水の放出はありませんと書いてありますが、例えばタイヤが野積みになっていて、そのタイヤに油まで混入されているかどうかは分かりませんが、仮にさまざまな道路を走ってきているタイヤだとすると、さまざまな付着物があると思われます。そのタイヤに雨が降って、その排水がどこかに流れていくとすると、今の御説明では、道路側溝に流れていったりするとう理解でよろしいですか。

(山形市)

搬入されるタイヤは、資料のピンク色の部分に搬入されまして、そのあと即日破碎するというのを基本としています。余ったタイヤについては屋内にその都度保管するというのを聞いています。

(石黒委員)

基本はそうだと思いますし、そのことをしっかりと業者さんに守っていただければそれで問題はないのかもしれませんが、しかし、冬も含め260日稼働という御説明でしたし、今年のように豪雪だったり、気候条件はさまざま変わると思います。そういった中で、おそらく洗浄まではしてくるわけではないし、一日で終わるような量を持ち込むという計画は、それでよろしいと思うのですが、それを超えて集めなければいけなかった場合、例えば、明日豪雪になりそうだから今日いっぱい集めてしまった場合、それらが外に放置されたりすれば、排水がまったく出ないということでもいいのかなと、不安に思いました。雨が降ったり雪がかぶったりして、タイヤの付着物が混入した排水が、道路側溝だけにいきなり流れていくのかと、心配に思います。

(議 長)

タイヤの洗浄はどの時点で行うのでしょうか。

(山形市)

搬入される前に、そういった泥や汚れ等を全部落とした状態で引き受けるということで、泥等が付いたままで入ってくることはない聞いております。

(石黒委員)

分かりました。どこかできちっと洗浄されて、付着物はほぼ付いていない状態で引

き継がれるということですね。

それから、山形県内で初めての施設だということで、これまで県内でこの種の施設は無かったということだと思っておりますが、騒音に関して、予測値で法律はちゃんとクリアできている予測値なのだという事は分かりました。ただ、最近いろんな音だったり臭いだったりというのは、住民個々の感じ方の問題ということがかなりあると思っております。

境界線上できっちりとその法律をクリアできていると、今回は70dB以下ということで、一番近い民家で39dBでしたでしょうか。これは車が横を通った騒音よりも低いのだらうなという想定はできるわけですが、しかし、一人一人の県民の方からすると、感じ方がかなり違うということをお我々は念頭に置いて、日常のこうした規制をしっかりとしていかなければいけないと思っております。

これは、出来上がった後に、例えば完成後一か月あるいは半年、三年後等、後から調査をする、あるいはその業者の独自調査でも構わないと思っておりますが、そういう届出制度のようなものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(山形市)

今回の計画では特に届出について義務はないのですが、業務許可の際に管理について計画を提出していただくと聞いております。届出の義務はないのですが、苦情等がある際は、当然こちらの方から指導するという事にしております。

(石黒委員)

ありがとうございます。県民の方たちの日常生活の中で、その感じ方が違うということが最近様々なところでクローズアップされているので、届出上は大丈夫ですということであっても、完成して稼働した後にはどういう状況なのかというのは、やはりしっかり検証をされたうえで、企業の方からも常々そういう意識を持っていただくというような御指導をぜひしていただきたいです。

この種の法律や条例は、それを守ってさえいればいいんだということでは決してないと思っております。特に建築基準法だったり都市計画法だったり、最低限の基準を定めているものと理解しております。トラックの往来がどのくらいあるのかと思いましたが、そんなに多い台数でないということで安心しましたが、やはり今まで全く通らなかった、タイヤをつけたトラックが通ると言うことなので、そういう配慮も十分必要だと思っております。

御異論を申し上げるつもりは全くありませんが、そうした対応をしっかりとしながら、監視するという事では決してありませんが、そういう所をしっかりと担当課の方からも担っていただきたいと御要望して終わります。

(山形市)

平成29年の10月31日付で公害防止に関する確約書及び公害防止計画書をこちらのほうで受け取っています。あとは先ほどのお答えした内容に尽きるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(菊池委員)

県内初ということですが、用途が、製紙工場での燃料のチップとして出ていく、という説明がありました。それは大変燃えやすいものであるし、廃タイヤが野積みされ

ているところでの出火というのもよくあるので、防火体制というのもしっかりしていかなければと思うのですが、この種の誘致や設置にあたって防火上配慮しなければならぬようなことはあったのでしょうか。

(山形市)

廃タイヤは基本的に燃えるものではございません。ただ、周辺からの延焼や不審火などが起きるといような可能性は確かにあるかと思えます。

今回計画している事業は、基本的には即日破砕で、破砕したものは鉄箱にチップとして積み、当日破砕できなかったタイヤは基本的には屋内に積み直しして、次の日また破砕するという計画です。もし保管できない量のタイヤが搬入された場合には、宮城県の岩沼市内にある現在稼働している破砕施設へ運んでいくということです。それから、敷地境界に防犯のための塀を1.8mの高さで計画する予定で、最善の対応をしてみたいと思います。

(菊池委員)

分かりました。近くにある立谷川工業団地には、印刷もあり木工もあり様々な金属もあり、タイヤよりももっと燃えやすいものが多い工場があるわけですが、タイヤからの出火なりがもし発生した場合でも、延焼など食い止められるような施設にしていきたいと思えます。

それからタイヤはどちらの方から搬入されるものですか。出ていく先は決まりましたが、宮城県、あるいは県内からのもの、その辺の状況はどうなっていますか。

(山形市)

基本的には、山形県内のタイヤのみ取り扱うという計画です。県外からは搬入しないということです。

(小池委員)

防犯面から質問させていただきたいのですが、これは夜間警備体制はどうなっているのでしょうか。タイヤを盗む者が結構いるというようなことも全国でありますし、夜間警備体制は、機械警備なのかガードマン等が常駐しての警備なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(山形市)

夜間警備につきましては、確認しておりません。

(議 長)

この騒音等のチェックは機械のフルスペックでの運用時のものですね。

(山形市)

最大にあげた状態で測った数値です。

(議 長)

それでは、いくつか御意見があり、今後も監視ではないですが、監督と言いますか、少し問題がありそうだったら指導をお願いしたい、という意見含みではございますが、

採決に移りたいと思います。

これより採決いたします。ただいまの議第3号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員ですので、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第4号「産業廃棄物処理施設の位置について(酒田市)」を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により建築住宅課櫻井課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑ございませんでしょうか。

(石黒委員)

場所はよく知っておりまして、住宅等が遠いところにしかないという御説明の通りですが、破碎をして製品にして搬出をするまでに、風がくると飛んでしまうような状態があるのかないのか、保管をしておくとする、屋根のあるところなのかないところなのか。

先ほどの御説明の6ページの写真を見ますと、野積みというか山になっている写真がありますが、御承知のように酒田は大火災が起きて、止めどもなく燃えるぐらいの強い風が吹きます。そういう中で、港周辺には、プレジャーボートやヨットなど船がたくさんとまっているスペースもあります。よくその辺をごみを拾ってボランティアで歩いているのですが、最近はかなりきれいになっております。そういうことに対する配慮というか、風がきて飛んでしまったりすることはないのかと、少し心配ですのでお聞きしたいと思います。

(事務局)

あくまで瓦礫でありますし、再生砕石としての40mm、80mmの大きさですので、飛散する恐れはないと考えております。6ページの表に書いてある保管場所につきましては、壁で囲ってはいるが屋根は無い、という状況ですが、飛散の心配はないと考えております。

(石黒委員)

40mmぐらいの大きさから、もっと下もたぶんあるのだと思うのですが。その機械にかけた時に粉々になることもあるのではないかと想像するのですが、仮にそうした細かくなったところが飛散するような状況だとすれば、先ほども申し上げましたが、出来上がった後に、指導などは出来るのでしょうか。

(議 長)

出来た後の指導が可能かどうか、ということをお願いいたします。

(事務局)

そういうようなことで粉塵に影響があるということなのであれば、シートがけをする、あるいは散水する等の指導は可能と考えております。

(議長)

それでは他に御質疑がないようでございますので、採決に入ります。
議第4号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員ですので、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議長)

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をありがとうございました。ではこれもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時20分)

平成30年3月12日